

令和 6 年度

1 学校いじめ防止基本方針
及び

2 いじめ対応マニュアル

鹿屋市立高隈中学校
(令和 5 年 11 月改訂)

～ 目 次 ～

1	いじめの防止基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	高隈中学校 いじめ対応マニュアル・・・・・・・・	4
I	未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	基本理念に対する意識の確認	
	基本的な取組 いじめに関する資料（県総合教育センター）など	
II	早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	きめ細かな日常の行動観察等	
	関係者との情報交換及び連携・協力	
	アンケートの実施	
	児童生徒や保護者が相談しやすい体制づくり	
III	いじめへの対処・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	発生時の対応の流れ	
2	発見～事実確認・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	事実確認	
	○ 事実確認する生徒と順番, 担当者の確認	
	○ 情報収集チームの確立	
	○ 具体的な事実の確認	
3	対応方針決定のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	○いじめられている生徒 ○いじめている生徒 ○観衆・傍観者の生徒	
4	具体的対応のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	いじめられている生徒への支援	
	いじめている生徒への指導	
	観衆・傍観者の生徒への指導	
5	保護者・家庭への対応・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	○ 伝えること ○ 確認すること ○ 配慮すること	
6	関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	○PTA・学校評議員・地域住民 ○福祉、保健機関等 ○警察	
7	重大事案への対応・・・・・・・・・・・・・・・・	11
8	経過観察等・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	○いじめられている生徒 ○いじめている生徒 ○観衆・傍観者の生徒	
IV	ネットいじめへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	○ 書き込みについての指導のポイント	
	○ 保護者との連携	
	○ 関係機関との連携	
V	チェックポイント〈未然防止の参考資料〉・・・・・・・・	14
	担任として学級経営を見直すチェックリスト	
	いじめ発見のチェックポイント（学校用）	
	進学・進級期のチェックポイント	
	いじめ発見のチェックポイント（家庭用）	

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校の基本的な方針及びいじめ対応マニュアルは、本校生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するものである。

1 「いじめ」とは

生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「一定の人間関係のある他の生徒」とは、

学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

2 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、家庭、学校、地域、市その他の関係機関との連携の下、次のことを基本として行わなければならない。

- (1) いじめが全ての生徒等に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。
- (2) いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての生徒等がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。
- (3) いじめは決して許されないことであるが、どの学校でも、どの生徒等にも起こり得ることから、いじめが生徒等の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

2 いじめ対応マニュアル

I 未然防止

基本理念に対する意識の確認

- いじめは全ての生徒等に関係する問題である
- 安心して学習等に取り組むことができるように努める。
- 学校の内外を問わずいじめが行われないように努める。
- 生徒がお互いに尊重し合う意識や態度を育てる。
- いじめが児童等の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立った、迅速かつ組織的な対応。

基本的な取組

- 道徳の授業の充実
- 学級活動、生徒会活動等の特別活動をとおして、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動の推進
- 様々な教育活動を通じた人権教育の推進
- 生徒一人一人を大切にした分かる授業の展開
- 生徒との相談活動の充実
- 主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした学級経営
- 生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進
- 生徒等、保護者及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発
- いじめ問題に関する保護者の責務やいじめ防止対策推進法の内容についての周知
- 保護者、地域住民、関係機関との日頃からの連携
- いじめに関する職員の積極的な研修の実施

いじめに関する資料（県総合教育センター）

- ・「学校楽しいーと」
(<http://www.edu.pref.kagoshima.jp/curriculum/seisi/top.html>)
- ・「いじめ対応Q&A」,「家庭用いじめ対策リーフレット」,「家庭用ネットいじめ対策リーフレット」
(<http://www.edu.pref.kagoshima.jp/curriculum/seisi/ijimeQ/seitosidou/ijimeq&a-top.html>)

II 早期発見

きめ細かな日常の行動観察等

- 登校や健康観察での様子の確認
- 準備時間や昼休みの行動の変化
- 学級日誌や生活ノートの言動や書き方の変化
- 授業中の発言回数の低下

関係者との情報交換及び連携・協力

- 教職員間での情報交換
- 児童生徒からの情報提供
- 保護者との情報交換
- 地域住民からの情報提供

アンケートの実施

- 無記名での実施
- 毎月1回実施
- 担任だけでなく、副担任も実施の担当を行う。
- アンケート結果は全ての職員で確認する。

児童生徒や保護者が相談しやすい体制づくり

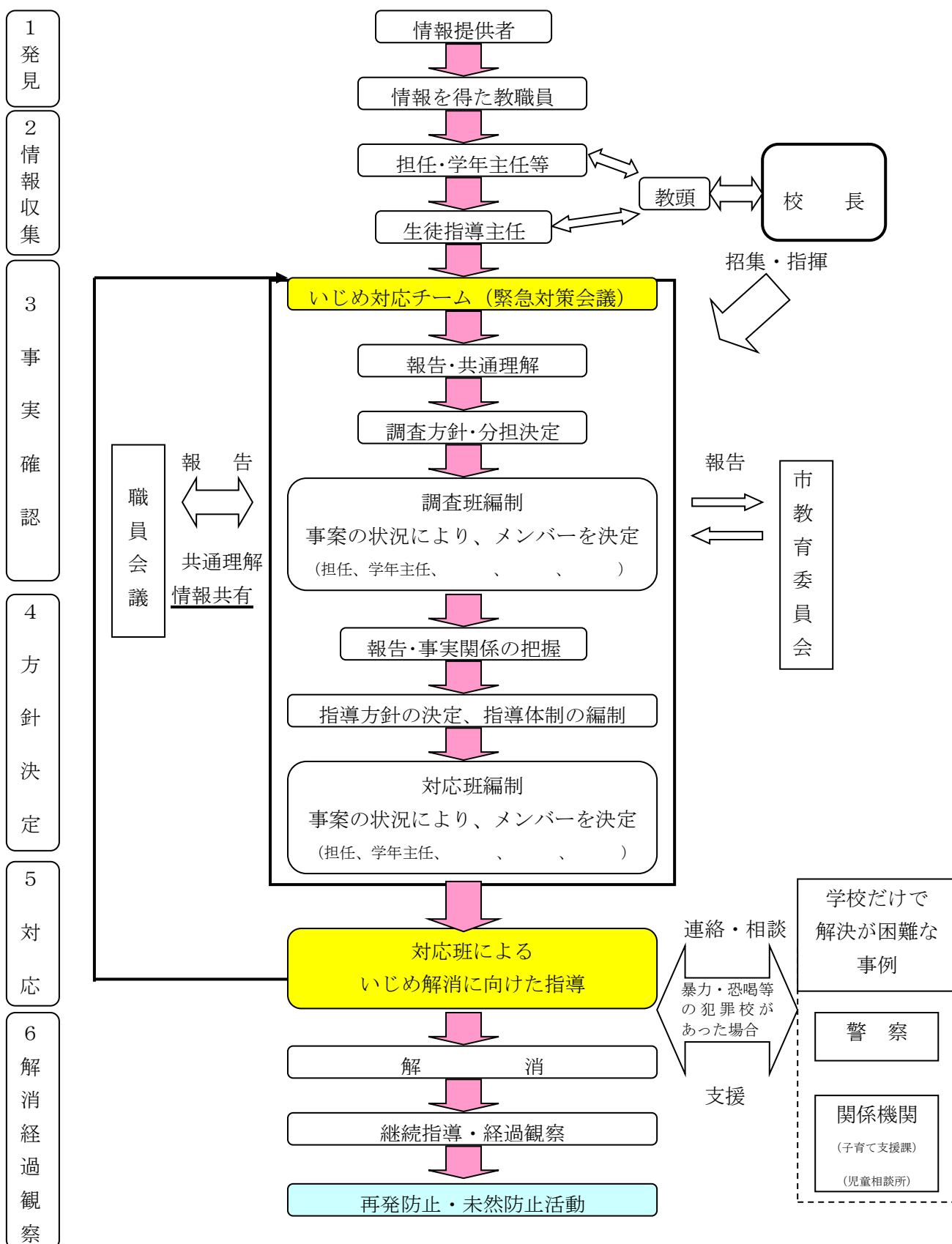
- 相談窓口の周知（案内や一覧表の配布）
- 相談機関との積極的な情報交換（匿名で相談している場合もある。）
- 校内研修等による職員の相談スキルの向上
- 啓発活動の推進

いじめが生徒等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談制度等について、その理解を促すよう、家庭、学校地域及び関係機関に対して必要な広報その他の啓発活動を行う。特に、地域への啓発活動については、保護者の協力を得るなど、連携を十分に図る。

※ 日常的に児童等の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、変化を把握するようにする。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

Ⅲ いじめへの対処（全職員で情報共有）

1 発生時の対応の流れ



2 発見～事実確認

いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒の安全・安心の確保

- ・ いじめている生徒から徹底して守ることを約束する。
- ・ 登下校，休み時間，清掃時間，放課後等においてもいじめられている生徒が教職員の目の届く体制を整備する。
- ・ 他の生徒の目に触れないよう，場所，時間等に慎重な配慮する。
- ・ 事実確認は，いじめている児童と別の場所で行う。

事実確認

○ 事実確認する生徒と順番，担当者の確認（順番は対応者が足りない場合）※ 原則的には同時に行う。

- ① いじめを訴えてきた生徒
- ② いじめられている生徒
- ③ 周囲の生徒
- ④ いじめている生徒
- ⑤ いじめられている生徒の保護者

○ 情報収集チームの確立

- ・ 学年部，生徒指導係を中心に情報チームを編成する。
- ・ 迅速に情報収集するため、できるだけ多くの人数であたる。
- ・ 担任を中心に，生徒が話しやすい教師が対応する。
- ・ 事案の内容によっては他学年部の応援を受ける。（いじめが複数学年にまたがっていたり，いじめる生徒が多かったりする場合等）

○ 具体的な事実の確認

- ・ どんないじめを受けているか。（身体や物品の被害状況）
- ・ いつ，どこでいじめを受けたか。
- ・ 現在も続いているか。

※ 情報収集後は，いじめの背景に横たわる問題を見極め，解決の方策を考えて迅速に行動する。

※ 対応に際しては鹿児島県教育委員会の作成している「いじめ対策必携」も参考にする。

3 対応方針決定のポイント

いじめられている生徒

- 伝えること
 - ・ 最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」という姿勢
 - ・ 必ず解決できる希望をもつこと
- 確認すること
 - ・ カウンセリング，適応指導教室への通級の必要性
- 留意すること
 - ・ つらい今の気持ちを受け入れ，共感することで心の安定
 - ・ 自信をもたせる言葉をかけるなど，自尊感情を高める配慮

いじめている生徒

- 伝えること
 - ・ いじめは決して許されない行為であること
 - ・ いじめられた生徒の心の痛み
 - ・ 自分の行為が重大な結果につながったこと
- 確認すること
 - ・ カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・ 加害者の心理的背景
 - ・ 加害者が被害者になること

観衆・傍観者の生徒

- 伝えること
 - ・ いじめられた生徒の心の痛み
 - ・ 観衆，傍観者も加害者であること
- 確認すること
 - ・ カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・ 観衆，傍観者が被害者になること

4 具体的対応のポイント

いじめられている生徒への支援

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒の良さや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。
- 被害生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築する。
- ▲ 「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

いじめている生徒への指導

- 被害者のつらさに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- いじめは決して許されないことを理解させ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされていない気持ちなどをしっかり聴く。

観衆、傍観者の生徒への指導

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらいいのかを考えさせる。

5 保護者・家庭への対応

- 伝えること
 - ・ 被害生徒最優先で対応する方針
 - ・ 加害生徒へ毅然と対応すること
- 確認すること
 - ・ 保護者が知り得た情報
 - ・ 学校に対する要望
 - ・ 学校への具体的支援の内容
 - ・ 警察への被害申告の意志
- 配慮すること
 - ・ 知り得た事実内容の保護者への公表
 - ・ 安全配慮が不十分であった場合の謝罪

6 関係機関との連携

P T A・学校評議員・地域住民等

- 伝えること
 - ・ 被害関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容
 - ・ 見守りの依頼
- 確認すること
 - ・ P T A，学校評議員，地域住民が知り得た情報
 - ・ 学校への具体的支援の内容

福祉、保健機関等

- 伝えること
 - ・ 被害関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容
 - ・ 見守りの依頼
- 確認すること
 - ・ 関係機関が知り得た情報
 - ・ 専門的立場からの助言（必要に応じてケース会を開催）
 - ・ 学校への具体的支援の内容

警察

○ 伝えること

- ・ 生徒の健全育成を図ることを目的とした、「学校と警察の連携制度」に基づく、いじめ事象についての情報共有と対応の協議
- ・ 犯罪となるいじめ事象（事象内容、関係生徒、被害申告の意志、学校の指導方針等）
- ・ 今後、犯罪行為に発展するおそれがあるいじめ事象、又は学校長が通報を必要と判断した事象（事象についての連絡、学校と警察の連携した対応について依頼）

○ 学校と警察の連携

- ・ 学校警察連絡協議会の積極的な開催と情報共有
- ・ 警察官による非行防止教室の開催（いじめが犯罪であることを児童に理解させ、いじめの未然防止を図る。）

※ 警察の相談窓口

生活安全刑事課少年係 TEL 4 4 - 0 1 1 0（代表）

7 重大事案への対応

- ・ 教育委員会や警察等の関係機関への速やかな報告
- ・ 教育委員会と十分に連携を取り合った迅速な対応
- ・ 出席停止措置の運用（指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する。）
- ・ いじめ事案についての緊急保護者会の開催を実施（学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で実施する。）
- ※ 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。
- ※ 危機対応については、自殺が起こったときの緊急対応の手引き（H22.3文部科学省）参照

8 経過観察等

いじめられた生徒

- 「生活の記録」の交換や面談等を定期的に行い，不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう，授業，学級活動等での活躍の場や，友人との関係づくりを支援する。
- 経過や今後の方針は，こまめに本人や保護者に伝えていく。

いじめた生徒

- 「生活の記録」や面談を通して，教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して，エネルギーをプラスの行動に向かわせ，よさを認めていく。
- 経過や今後の方針は，こまめに本人や保護者に伝えていく。

観衆・傍観者の生徒

- 学級活動や学級活動を通して，集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも，十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。
- いじめの内容により必要があれば，経過や今後の方針を，保護者にも伝えていく。

IV ネットいじめへの対応

○ 書き込みについての指導のポイント

- ・ 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許されること行為ではないこと
- ・ 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること
- ・ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること

○ 保護者との連携

- ・ 保護者への事実報告（証拠等を確実に押さえておく。）
- ・ 画像等の削除についての助言

○ 関係機関との連携

- ・ サイト名，アドレス，削除するスレッド，削除する根拠を用意
- ・ スレッドの削除依頼
 - ① サイト主，もしくはサイトの運営管理者に直接削除を依頼する。
 - ② 教育委員会に連絡後、株式会社ピットクルーに直接削除を依頼する。（教育委員会をとおして削除することも可能）

※ ピットクルー連絡先

<https://qooker.jp/Q/ja/ptcsupportkagoshima/edusupport/>

○ 携帯電話・スマートフォンの指導について

- ・ 原則的に学校への持ち込みは禁止であることを生徒及び保護者に周知する。（参考：平成21年2月13日付鹿屋学教第1868号「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」）
- ・ 家庭内での所持，利用については，保護者の責任と判断であることを伝え，また，家庭内でのルールを決めることを勧める。
- ・ 小学校低学年から中学校，高等学校まで連携し，系統だてた情報モラル教育を実施する。

V チェックポイント〈未然防止の参考資料〉

担任として学級経営を見直すチェックリスト

【教師の言動】

- ☐ 子どもの言い分に耳を傾けている。
- ☐ 子どもの良さを見つけようとしている。
- ☐ 人に迷惑をかける行動には、毅然として対応している。
- ☐ えこひいきや差別をせずに子どもに接している。
- ☐ やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を押しつけたりすることがない。
- ☐ 個人のプライバシーを守っている。
- ☐ 一日に一回は会話するなど、どの子どもともかかわり合いをもっている。
- ☐ 教師自身が児童（生徒）を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしない。

【授業時間・学級活動】

- ☐ 分かりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- ☐ どの子どもの発言にも、全員が耳を傾けている。
- ☐ 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができている。
- ☐ 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。
- ☐ リーダーに協力する支援体制ができている。
- ☐ 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

【日々の生活】

- ☐ 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- ☐ 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- ☐ 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- ☐ 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

【教員同士の連携・保護者との連携】

- ☐ 学年会や他の会議で、子どもの様子を情報交換できる場が確保されている。
- ☐ 日頃から職員室に、子どもや学級の様子を話題にできるムードがある。
- ☐ 学校だよりや学級通信などで、学校・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
- ☐ 日頃から、個々の子どもの様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- ☐ いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

※ 子どもたちは、学校の全ての場で学んでいます。学校全体の方針のもと、学年等で情報交換を密にし、教職員同士が互いに高まり合いながら学級経営を見直していく必要があります。

また、学級をチェックする時期やチェックしたことの生かし方を考える等、見直しをもつことも大切です。

いじめ発見のチェックポイント（学校用）

1 朝の会

- ☐ 遅刻・欠席が増える。
- ☐ 始業時刻ギリギリの登校が目立つ。
- ☐ 表情がさえず、うつむきがちになる。
- ☐ 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- ☐ 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。

2 授業開始時

- ☐ 忘れ物が多くなる。
- ☐ 用具・机・椅子等が散乱している。
- ☐ 周囲が何となくざわついている。
- ☐ 一人だけ遅れて教室に入る。
- ☐ 席を替えられている。

3 授業中

- ☐ 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
- ☐ 保健室によく行くようになる。
- ☐ グループ分けで孤立しがちである。
- ☐ 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- ☐ テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。

4 休み時間

- ☐ 教室や図書室に一人でいる。
- ☐ 今まで一緒だったグループからはずれている。
- ☐ 訳もなく階段や廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室に来たりする。
- ☐ 友だちと一緒にいても表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。
- ☐ 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたたりする。

5 給食時

- ☐ 机を寄せて席を作ろうとしない。
- ☐ その子どもが配膳すると嫌がられる。
- ☐ 食べ物にいたずらされる。（盛りつけをしない。わざと多く盛りつける）
- ☐ 食欲がない。
- ☐ 笑顔が無く、黙って食べている。

6 清掃時

- ☐ その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
- ☐ その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
- ☐ 他の子どもと一人離れて清掃している。
- ☐ 皆の嫌がる分担をいつもしている。
- ☐ 目の前にゴミを捨てられる。

7 下校時

- ☐ 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
- ☐ 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
- ☐ みんなの持ち物を持たされている。
- ☐ 通常の通学路を通らずに帰宅する。
- ☐ 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。

8 その他

- ☐ 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- ☐ 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
- ☐ 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- ☐ 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
- ☐ 宿題や集金などの提出が遅れる。
- ☐ 刃物など、危険な物を所持する。

進学・進級期のチェックポイント

- 1 表情・日常行動の様子
 - ☐ 元気がない，顔色が悪い，食欲不振等の状態が続いている。
 - ☐ 何かにおびえたり，人目を気にしたりしている様子が見られる。
 - ☐ 話しかけても避けたり，急によそよそしい素振りを見せたりする。
 - ☐ 教師に何か話したそうだが，話せないでいるような様子が見られる。
 - ☐ 理由のはっきりしない遅刻・早退・欠席が増える。
 - ☐ 席替えで特定の子を避けたりしている様子が見られる。
 - ☐ 班編成で特定の子が避けられたり，なかなか班が決まらなかったりしている。
 - ☐ 保健室や相談室，職員室に行きたがる。
 - ☐ 人目のつかない所（トイレや階段の上がり口等）にいることが多い。
- 2 身の回りのものの変化
 - ☐ 机や椅子，ノート，かばん，ロッカー等へのいたずら書きをされる。
 - ☐ 机や椅子，持ち物等が壊される。
 - ☐ もの隠しや靴かくしがあったり，持ち物がよけられたりする。
- 3 休み時間や給食時の様子
 - ☐ 衣服や持ち物に汚れや靴の跡などが見られる。
 - ☐ 一人ぼっちでいたり，いつも友だちの後ろについていたりしている。
 - ☐ 一人だけ遅れて教室に入ってくる。
 - ☐ 衣服の破れや，不自然な擦り傷，打ち身などが見られる。
- 4 学習面
 - ☐ 発表するとヤジられたり，正しいことを言っても支持されない。
 - ☐ 急に忘れ物が増える。
 - ☐ 授業中うつむいていることが多くなったり，発言が減ったりしている。
 - ☐ 突然大きな声を出したり，奇抜なことを言ったりする様子が見られる。

いじめ発見のチェックポイント（家庭用）

- ☐ 衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ☐ 風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。（殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため）
- ☐ 買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
- ☐ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ☐ 食欲が無くなったり、体重が減少したりする。
- ☐ 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
- ☐ 表情が暗くなり、言葉数が減る。
- ☐ いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなったりする。
- ☐ 部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。
- ☐ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする。
- ☐ 親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
- ☐ 刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
- ☐ 登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ☐ 学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。
- ☐ 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言ったりする。
- ☐ 親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねて来る。
- ☐ 不審な電話や、嫌がらせの手紙・メールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。
- ☐ 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- ☐ 投げやりで集中力が無くなる。ささいなことでも決断できない。
- ☐ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- ☐ 急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- ☐ 急激に成績が下がる。